

家畜共済の概要

家畜共済は、

- ① 死亡廃用共済（生命保険に類似した制度）
家畜がと畜される前に死亡や廃用※となった場合に補償
- ② 疾病傷害共済（医療保険に類似した制度）
家畜の疾病・傷害についての診療費相当額を補償で構成。

※ 廃用とは、病気や傷害によって死にひんした状態になったり、乳牛の乳が出なくなるなど家畜として飼養する価値がなくなった状態になること。

1 共済目的（家畜共済の対象）

牛、馬、種豚及び肉豚

2 共済金額

共済金額とは、補償の最高限度額であり、共済価額（農業者が飼養する家畜の価額の総額）に付保割合※を乗じて得られる。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合}$$

※ 付保割合とは、保険に付される補償割合のことで、最低割合（2～4割（肉豚は4～6割の範囲内で組合等が定める。）以上8割までの範囲内で農業者が選択する。

3 共済金

家畜に事故が発生した場合、共済掛金等を原資として農業者に共済金を支払う。

（1）家畜が死亡又は廃用になった場合に支払われる共済金

共済金は、農業者の損害額に付保割合を乗じて得られる。

$$\text{共済金} = \text{農業者の損害額} \times \text{付保割合}$$

農業者の損害額は、家畜の価額から事故家畜に係る肉代、補償金等の収入を控除した金額となる。

(2) 家畜の疾病又は傷害に対して診療を行った場合の共済金

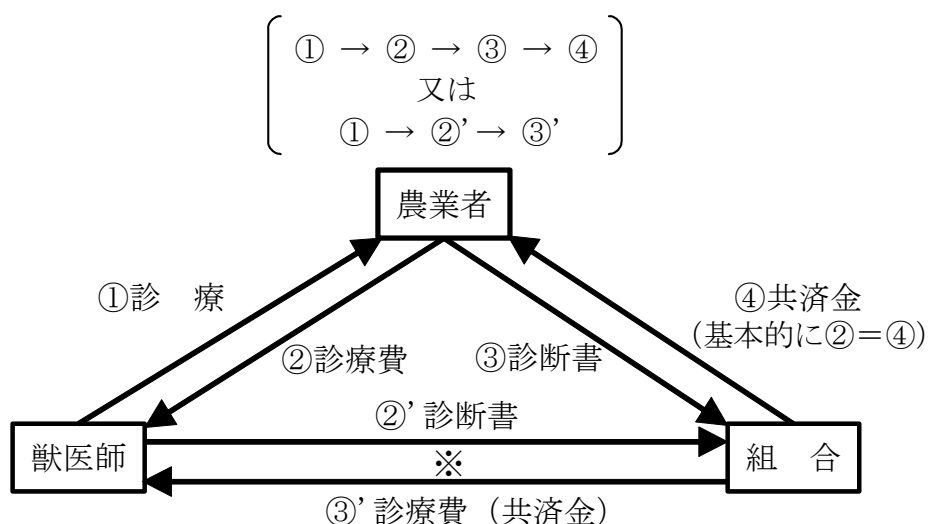
共済金（診療費）は、診療種別ごとに定められている診療点数※及び医薬品ごとに定められている薬価基準※に基づき算定する。

$$\text{共済金} = \text{診療点数} \times 10 \text{円} + \text{薬価} \times \text{使用量}$$

※ 診療点数とは、人の健康保険と同様に注射などの診療行為に要した費用を点数化したもの。

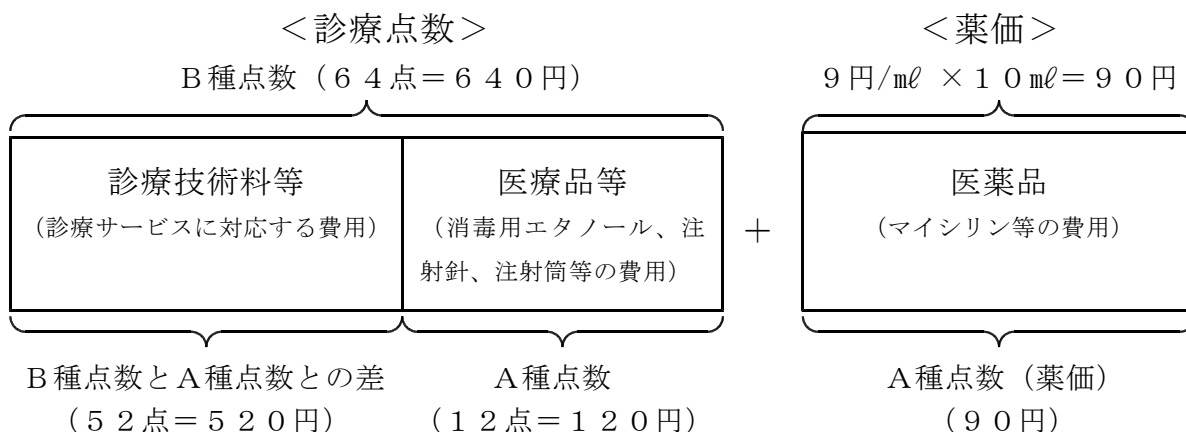
薬価基準とは、給付対象となる医薬品及びその薬価を示したもの。

診療から共済金受領までの流れ



※ 獣医師が農業者から診療費（共済金）の代理受領の委任を受けた場合

(例) 獣医師が筋肉内注射を行った場合



4 共済掛金

共済掛金は、共済事故があった際に農業者に支払われる共済金の原資となるもので、牛及び馬に係る共済掛金の1／2、豚に係る共済掛金の4／10を国が負担する。

農業者が組合等に支払う共済掛金は、共済金額に共済掛金率を乗じて算定する。

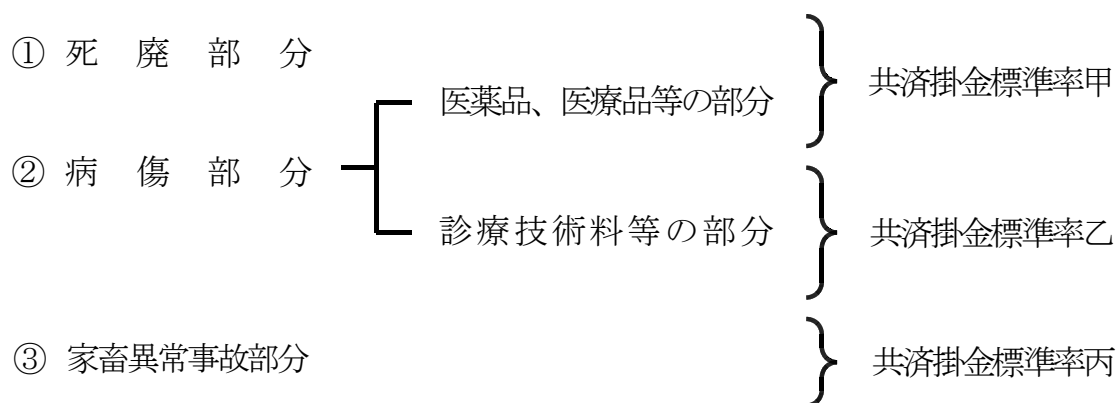
$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

共済掛金率は、農林水産大臣が定める共済掛金標準率※を下らない範囲内で組合等が定める。

※ 共済掛金標準率とは、共済事故が発生する確率に対応する率として、被害率の実績を基に算定。組合等が共済掛金標準率に対して共済掛金率の上乗せをした場合、国庫補助は共済掛金標準率の部分のみが対象。

＜共済掛金標準率の構成＞

共済掛金標準率は、①死廃部分、②病傷部分、③家畜異常事故部分※の合計となる。このうち、病傷部分の診療技術料等の部分（共済掛金率乙という。）が、家畜診療所の人件費となる。



※ 家畜異常事故とは、家畜の法定伝染病や、激甚災害法等の天災による死亡及び廃用事故のことであり、一度発生すると大きな被害をもたらす事故のこと。

(参考) 家畜共済の共済目的の種類

乳 用 成 牛	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後、当該包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあっては、その家畜共済に付された時。以下同じ。）において出生後第5月の月の末日を経過したもの	乳牛の雌等
成 乳 牛	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第13月の月の末日を経過したもの	
育 成 乳 牛	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過し、第13月の月の末日を経過しないもの	
乳 用 子 牛 等	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過しないもの並びに乳牛の雌以外の乳牛の子牛（出生後第5月の月の末日を経過しない牛）で出生後引き続き飼養されているもの及び乳牛の胎児	
肥 育 用 成 牛	肉用牛で、肥育の対象となるもののうち、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過したもの	肉用牛等
肥 育 用 子 牛	肉用牛で、肥育の対象となるもののうち、肥育用成牛以外のもの	
その他の肉用成牛	肥育用成牛及び肥育用子牛以外の肉用牛で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過したもの	
その他の肉用子牛等	肥育用成牛、肥育用子牛及びその他の肉用成牛以外の肉用牛及び乳牛以外の牛の胎児	
乳 用 種 種 雄 牛	乳用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの	馬 種 豚 肉 豚
肉 用 種 種 雄 牛	肉用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの	
種 雄 馬	品種にかかわらずすべての種雄馬で、種畜証明書の交付を受けているもの	
一 般 馬	種雄馬以外の馬	
種 豚	繁殖用の豚	
一 般 肉 豚	特定肉豚以外の肉豚（飼養群単位引受方式）	
特 定 肉 豚	法第150条の5の4の特定包括共済関係に係る肉豚（年間一括引受方式）	